

## ウポポイへの誘客促進に関する有識者検討会設置要領

## (名称)

第1条 本検討会は、「ウポポイへの誘客促進に関する有識者検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 検討会は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第2条第3項の民族共生象徴空間（以下「ウポポイ」という。）について、年間来場者数100万人という閣議決定（「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（令和元年9月6日）」）された目標の実現に向けて、ウポポイへの誘客に係る現状と課題、方針、施策等を定める「ウポポイ誘客促進戦略（仮称）」について議論する。

## (構成)

第3条 検討会に、座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、検討会の議事を整理し、会務を処理する。
- 4 座長が不在のときは、そのあらかじめ指名する者がその職務を代行することができる。
- 5 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- 6 検討会は、目的を達成したときに解散する。

## (会議)

第4条 検討会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 3 検討会の議事要旨を作成し公開する。検討会で使用した資料は、次の場合を除き、原則として公開する。
  - (1) 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
  - (2) その他非公開とすることが必要と認められる場合

## (事務局)

第5条 検討会の運営に関する事務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

(別紙)

ウポポイへの誘客促進に関する有識者検討会委員

デービッド アトキンソン	株式会社小西美術工藝社代表取締役社長
石黒 侑介	北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院准教授
大西 雅之	特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構会長
関根 摩耶	アイヌルーツ発信者 (FM北海道ウポポイラジオパーソナリティ、katak代表社員)
中村 智	公益社団法人北海道観光振興機構専務理事
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学副学長／教授

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

内閣官房  
文化庁  
観光庁  
国土交通省北海道開発局  
北海道  
白老町  
公益財団法人アイヌ民族文化財団

(事務局)

国土交通省北海道局総務課